

〔保健福祉部 児童福祉課 所管〕

03020101 児童福祉庶務事務

予算書P. 110

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,496	8,401	95	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,304	51	1,253	日本スポーツ振興センター保護者負担金 地域福祉基金繰入金【ふるさとづくり寄附】
一般財源	7,192	8,350	△1,158	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年4月施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、市では「守谷市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子育て支援の充実を図ってきた。その後、平成27年4月施行の子ども・子育て支援法に基づき、子育てに関する施策を計画的に実施・推進するための「守谷市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27年度から5箇年)」を策定した。この計画期間が平成31年度で終了するため、第二期計画を平成30年度から2箇年で策定する(計画期間:2020年度から5箇年)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の子育て家庭に対して、適切な教育・保育・子育て支援サービスを計画的に提供できるよう「第二期守谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。これにより、子どもの心身ともに健全な育成につなげることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・電算処理委託料(保育料システム) 589千円
- ・保育料口座振替手数料, 臨時職員雇用経費ほか 6,654千円
- ・第二期守谷市子ども・子育て支援事業計画策定
平成30年度 市内ニーズ調査・分析:事業計画策定調査業務 3,078千円
平成31年度 計画策定

03020106 母子・父子福祉支給事業

予算書P. 112

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,340	6,600	1,740	
国庫支出金	900	0	900	母子家庭等対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,678	2,504	174	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	4,762	4,096	666	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年度施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法において、国及び地方公共団体は、母子・父子家庭等の福祉を増進させる責務があると定めている。ひとり親世帯の経済的援助ができるよう、昭和63年度に守谷町母子福祉住宅手当支給要綱及び守谷町父子福祉手当支給要綱を制定。また、生活の安定や経済的自立の援助ができるよう、平成20年度に茨城県高等職業訓練促進給付金等交付要項が施行され、平成31年度から守谷市で実施することとした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- ・母子父子福祉住宅手当
借家住まいのひとり親家庭等に、生活基盤となる住宅を確保するための手当を支給することにより、経済的自立を援助する。
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金
就職の際に有利となる資格を取得する際、給付金を支給することで、生活の安定、経済的自立を援助する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・母子父子福祉住宅手当
支給対象 児童扶養手当の全部停止の制限を受けておらず、賃貸住宅で居住し、賃借料を支払っている世帯
支給月額 5,000円
支給時期 4月、8月、11月、1月、3月に前月分までの手当を支給する。
(児童扶養手当の支給が今年度の11月から奇数月の支給となり、同月の支給をする)
※平成31年度 137世帯
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金
支給対象 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準の世帯等
支給月額 非課税世帯：100,000円 課税世帯70,500円
支給時期 各月

03020107 児童扶養手当支給事業

予算書P. 112

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	239,243	190,305	48,938	
国庫支出金	79,981	63,204	16,777	児童扶養手当負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	159,262	127,101	32,161	

【背景(なぜ始めたのか)】

母子・父子家庭の生活安定と自立促進による児童の健全育成を図るため、昭和36年に制定された児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

死別、離婚、1年以上遺棄、1年以上拘禁、生死不明等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する母、父又は養育者に対し手当を支給することにより、母子・父子家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・支給対象 児童扶養手当法施行令で定める所得制限限度額内の資格者
 - ・支給月額 全部支給 42,500円
(児童2人以上の場合、第2子加算として10,040円、第3子以降加算として1人につき6,020円増額)
一部支給 所得に応じて10,030円～42,490円
(第2子加算として5,020～10,030円、第3子以降加算として1人につき3,010円～6,010円増額)
 - ・支給時期 4月、8月、11月、1月、3月に前月分までの手当を支給する。
(今年度の11月から奇数月の支給となり、15箇月分の支給となる)
- ※平成31年度 410世帯(全部支給対象：225世帯、一部支給対象：185世帯)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,448	6,498	950	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,448	6,498	950	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭での児童の健全な養育・福祉を向上させるため、昭和39年4月22日厚生事務官通知「家庭児童相談室の設置運営について」により福祉事務所に設置するとされた。市においては、平成14年2月2日の市制施行に伴い、福祉事務所に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など、多種多様な問題に対し、家庭相談員や臨床心理士が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるように支援する。

また、児童虐待について各関係機関と連携し、未然防止と早期発見・早期対応に努めることで、良好な家庭環境を築き、児童の健やかな成長につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

育児不安等の悩みを持つ保護者に対し、家庭相談員や臨床心理士が電話及び対面にて相談を行うとともに、児童虐待や要保護ケースを早期発見し、関係機関につなげ、問題の解決や育児不安の解消に当たる。

1 電話相談、訪問相談、出張相談、来室相談の各相談業務

- ・家庭児童相談室：電話又は来所による相談対応及び保護者のカウンセリング、子どものプレイセラピー、アセスメントのための心理検査を実施
- ・南守谷児童センター（毎週金曜日）・守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2金曜日）への出張相談
- ・どならない子育て練習法グループの実施

2 虐待通告対応業務

3 「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会」の開催

- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、進行管理会議
- ・要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- ・広報・啓発活動の推進

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,565	1,201	364	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	46	46	0	食育事業参加者負担金
一般財源	1,519	1,155	364	

【背景(なぜ始めたのか)】

核家族化、共働き世帯の増加、食生活の多様化に伴い、孤食や偏食等、児童の食生活の乱れが高まる中、「食」の大切さを伝えるため、公立保育所において平成13年度から食育推進を開始した。平成17年度に食育基本法が施行され、県では平成19年3月に茨城県食育推進計画を策定した。市においても平成24年度に「守谷市食育推進計画(計画期間:平成25年度から4箇年)」を、平成28年度に「第二次食育推進計画(計画期間:平成29年度から

5箇年)」を策定し、市全体で食育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内未就学児及びその保護者に対して、料理教室や食に関する講話等、様々な経験機会を提供することで「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を習得してもらい、児童の心身共に健全な育成につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・親子クッキング及び食に関する講話 全5回
- ・食への関心を高める教室及び食の相談（子育て支援センター保護者対象）全4回
- ・栄養教室（保育所年長児対象）全10回
- ・離乳食教室（保育所年長児対象）全3回



親子クッキング

03020110 ファミリーサポートセンター事業

予算書P. 114

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,599	8,982	1,617	
国庫支出金	2,067	2,078	△ 11	ファミリーサポートセンター事業費補助金
県支出金	2,067	2,078	△ 11	ファミリーサポートセンター事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	3,440	4,826	△ 1,386	ファミリーサポートセンター一時預かり負担金
一般財源	3,025	0	3,025	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域における子育ての相互援助活動を組織化し、男女ともに仕事と家庭を両立するための環境整備対策として、平成6年に国の補助金事業として発足。平成13年には、就労の有無を問わず、子どものいる全ての家庭にサポートが行われることになり、市でも平成13年7月に「在宅援助」事業を開始。平成20年5月から「センター援助」(一時預かり事業)を実施し、平成30年12月から電話での本予約受付及び利用料金の当日支払を可としたほか、平成31年2月から実施場所を1箇所増やす。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

育児の支援を受けたい保護者に対して、「利用会員」として登録していただき、育児の支援を希望する「サポーター会員」のサポートを得て、在宅援助やセンター援助活動(一時預かり)を実施する。これにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援及び児童の福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 相互援助活動
 - ・保育所、幼稚園、児童クラブへの送迎と帰宅後の援助
 - ・保護者の就労や病気の場合の援助
 - ・市民協働推進課の保育ルーム設置事業へのサポーター派遣
- 2 一時預かり事業
 - ・就学前児童の守谷市市民交流プラザでのセンターでの預かり「ぴよぴよ」

- ・就園前児童の夢っ子ひろば ほくえんでの預かり「ぴよぴよほくえん」

3 サポーターの育成

- ・サポーター育成講座（年2回実施）、サポーター研修（講習、研修等）、ステップアップ講座の実施

※平成31年度は、より質の高い支援が可能となるよう、サポーター研修や啓発活動に一層努めるとともに、保護者のリフレッシュとしても利用してもらえるよう、積極的に事業PRを行う。

また、在宅援助サポーター人数の増員を目指し、育成講座のちらし配布場所を増やすとともに、市民にとってより利用しやすい運営方法となるよう検討していく。



ファミリーサポートセンター（一時預かり事業）

03020201 子ども・子育て支援給付事業

予算書P. 118

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,504,463	1,276,239	228,224	
国庫支出金	543,078	376,435	166,643	子ども・子育て支援事業費負担金
県支出金	297,587	210,612	86,975	子ども・子育て支援事業費負担金
地方債	0	0	0	
その他	554,951	642,797	△ 87,846	保育所入所負担金（現年度分） 地域福祉基金繰入金【ふるさとづくり寄附】
一般財源	108,847	46,395	62,452	

【背景（なぜ始めたのか）】

女性の社会進出の増加や就業構造の変化、核家族化の進行などにより保育を必要とする児童が増加している。このため、児童福祉法に基づき、家庭での保育が困難な児童に適切な保育を提供するために実施してきた。

平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、共通化された財政支援の仕組み（公定価格）に基づき、認可保育所等に対して保育に係る費用を給付し、保育を委託することとなった。

【目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）】

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、教育及び保育に係る給付費を支給する。

これにより、保護者が安心して子どもを預けることができ、就労と子育ての両立ができる環境の整備と、幼児期の教育や保育の推進及び地域における子育て支援を図る。

【内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）】

保育所等における子どもの教育・保育に要する費用について、各施設の受入児童数に応じた給付費を支給し、保育を委託する。

- ・利用定員数及び管外利用数（平成31年度見込）

【委託費】

市内民間保育所（12箇所・1,209人）、管外民間保育所（5箇所・5人）

【施設型給付】

市内認定こども園（2箇所・425人）、市内幼稚園（1箇所・100人）、管外公立保育所（2箇所・3人）、管外認定こども園（8箇所・31人）

【地域型保育給付】

市内小規模保育事業（3箇所・54人），管外事業所内保育事業（2箇所・2人）

＊小規模保育事業とは：3歳未満の乳幼児を少人数保育する事業（市内には定員19人の施設が3箇所）。

03020202 保育人材確保事業

予算書P. 118

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,101	914	2,187	
国庫支出金	290	454	△ 164	保育対策総合支援事業
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,520	460	2,060	地域福祉基金繰入金【ふるさとづくり寄附】
一般財源	291	0	291	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様な保育需要に対応するための保育等人材が不足しているとともに、雇用した保育士等が他自治体へ流出する傾向があるため、市内では、利用定員までの入所受付が困難、又は保育サービスの充実を図れない事業所が発生している。このため、市内事業所が保育等人材を確保することができるよう、市内事業所との協働による就職相談会（平成30年度）及び新たに雇用された常勤保育士等に対する市民税相当額助成事業（平成31年度）を実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内外の潜在保育士、新卒保育士に対して、国の保育対策総合支援事業実施要綱に基づき、市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園の事業所紹介及び面接会の機会を設定する（保育人材就職支援事業）。また、市内保育事業所に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ市民税相当額を助成する（保育士等市民税助成金事業）。

これらにより、市内事業所での必要かつ適切な人材確保につなげ、保育サービス充実につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 保育人材就職支援事業

潜在保育士及び新卒保育士等を対象とした就職のための合同説明会を開催する。

- ・ 共催機関：市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園
- ・ 協力機関：ハローワーク常総、保育士等養成機関
- ・ 事業対象者：新卒保育士、潜在保育士

2 保育士等市民税助成金事業

市内保育事業所に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ市民税相当額を助成する。

- ・ 対象：市内保育事業所で新規に雇用された常勤職員（保育士等） 30人見込
- ・ 金額：7,000円／月



合同説明会の様子(平成30年8月4日開催)



保育人材就職支援事業チラシ

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,471	7,910	561	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	4,235	3,954	281	1歳児保育事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,236	3,956	280	

【背景(なぜ始めたのか)】

低年齢児の保育については、児童の安全確保のため手厚い保育が必要となるほか、保護者の育児休業復帰に伴い、1歳児の保育需要が高まっている。このため、茨城県の民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要項に基づき、民間保育所等において1歳児の保育に従事する非常勤保育士等の雇用に要する費用の補助を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、1歳児保育に直接従事する非常勤保育士等の雇用経費を補助し、低年齢児の保育内容の充実強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1歳児保育を行う民間保育所、認定こども園、小規模保育事業に対して、各月初日における1歳児の人数に基づく額(月額3,900円×1歳児数)を補助する。

- ・対象経費 非常勤保育士等の雇用に要する経費
- ・負担割合 県1/2 市1/2
- ・対象園及び1歳児数 市内園 延べ2,148人, 市外園 延べ24人

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,996	24,516	6,480	
国庫支出金	76	76	0	実費徴収補足給付事業補助金
県支出金	76	76	0	実費徴収補足給付事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	30,844	24,364	6,480	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法において、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされており、市町村には保育を必要とする児童の保育の実施が義務付けられている。守谷市に代わり保育を行う市内の保育所等において、保育内容の充実・強化を図ることを目的とし、平成7年度に守谷市民間保育所運営費補助金交付要綱を定め、事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の保育所等に対して、国の定める基準を超えて配置した保育士の人件費及び研修経費を補助し、保育内容の充実・強化を図る。また、生活保護世帯に対して、保育所等が保育料とは別に実費徴収する行事代等の一部を補助し、生計困難世帯の児童の健やかな成長を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・民間保育所運営費補助事業

子ども・子育て支援給付事業に係る配置基準を超えて配置された保育士の人件費又は職員の研修経費を、施設の利用定員に応じて決定される基準額の範囲内で補助する。

60人未満 利用定員に24,000円を乗じて得た額(4箇所)

60人～89人 1,440千円(6箇所) 90人～119人 2,160千円(3箇所)

120人～149人 2,880千円(2箇所) 150人～179人 3,600千円(1箇所)

180人～209人 4,320千円(1箇所) 210人～239人 5,040千円(該当なし)

・実費徴収補足給付事業

生活保護世帯に対して、保育所等が保育料とは別に徴収する行事代や給食費等の一部を補助する。

教育を受ける児童 給食費 月額4,500円, 教材費・行事費等 月額2,500円

保育を受ける児童 教材費・行事費等 月額2,500円

03020207 一時預かり事業

予算書P.119

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,280	10,322	△ 42	
国庫支出金	3,426	3,440	△ 14	一時預かり事業補助金
県支出金	3,426	3,440	△ 14	一時預かり事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,428	3,442	△ 14	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的に保育所等における児童の保育が必要となった場合の保護者のニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所等に委託して、家庭において一時的に保育が困難になった児童を一時的に預かることで、保護者の育児疲れによる心理的若しくは身体的負担を軽減するとともに、安心して子育てができる体制を整備する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・一時預かり(一般型)

民間保育所において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

年間延べ利用児童数 25～299人(3箇所) 1,524,000円

年間延べ利用児童数 300～899人(0箇所) 1,680,000円

年間延べ利用児童数 900～1,499人(1箇所) 3,020,000円

・一時預かり(幼稚園型)

幼稚園又は認定こども園において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

年間延べ利用児童数 2,000人超過(1箇所) 1人当たり400円

年間延べ利用児童数 2,000人以下(3箇所) 1人当たり(160万円÷年間延べ利用児童数) -400円

※市外児童の利用については、利用児童数に応じて市町村で按分する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,951	11,627	△ 3,676	
国庫支出金	2,651	3,875	△ 1,224	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,651	3,875	△ 1,224	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,649	3,877	△ 1,228	

【背景(なぜ始めたのか)】

核家族化, 地域のつながりの希薄化により, 育児に不安を抱える保護者が増加しており, 乳幼児を連れて気軽に立ち寄り, 保育士等の有資格者や子育て経験者に見守られながら他の親子との交流や育児相談ができる身近な場所として整備する必要がある, 開始された。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては, 「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け, 子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域子育て支援拠点事業を実施する民間保育所等を支援し, 地域における子育て親子の交流の促進及び子育て支援機能の充実を図ることで, 保護者の子育てに関する不安感等を緩和し, 児童の健やかな成長につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

様々な子育てに関する相談, 異年齢交流の推進, 子育て世帯のコミュニティの場を提供する民間保育所を地域子育て支援拠点施設と位置付け, その事業に要する経費を基準額の範囲内で委託料として支出する。

・基準額

5日型(常勤職員を1人含む2人以上配置) 年額7,951,000円
まつやま保育園「地域子育て支援センター ねっこ守谷」

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	24,877	20,802	4,075	
国庫支出金	8,292	6,933	1,359	延長保育事業補助金
県支出金	8,292	6,933	1,359	延長保育促進事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,293	6,936	1,357	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い, 突発的な保育時間の延長という保護者ニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては, 「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け, 子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所, 認定こども園, 小規模保育事業所に委託し, 保育標準時間を超えて児童を預かる延長保育を実施することで, 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するとともに, 保護者の就労と育児の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

延長保育を実施する保育所等に, 保育時間に応じた基準額の範囲内で要した費用を委託料として支出する。

【一般型(保育短時間)】

1時間延長(保育所, 認定こども園) 18,300円×利用児童数(14箇所)

1時間延長（小規模保育事業A型） 10,200円×利用児童数（3箇所）

【一般型（保育標準時間）】

1時間延長（保育所，認定こども園） 1,342,000円（10箇所）

2時間延長（保育所，認定こども園） 2,190,000円（3箇所）

1時間延長（小規模保育事業A型） 1,045,000円（3箇所）

03020212 認証保育園委託事業

予算書P. 119

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	218,412	197,197	21,215	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	156,878	197,197	△ 40,319	地域福祉基金繰入金【ふるさとづくり寄附】
一般財源	61,534	0	61,534	

【背景（なぜ始めたのか）】

認可保育所へ申込みをしたが入所できなかった児童の増加に伴い，その解消を図るため，平成14年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果（誰（何）をどうしたいのか）】

認可保育所へ入所できなかった児童の保育を，認証保育園（市認定の認可外保育所（4箇所））へ委託し，預かり場所を確保することで，実質的な保育所不承諾児童の解消を図り，保護者の就労を支援する。

【内容（何の業務活動をどのような手法で行うか）】

市内認可外保育所を認証保育園として認定・契約し，認可保育所に入所できなかった市内在住の被保育児を入所させる。

- ・平成31年度認証保育園数 4箇所
- ・委託見込数 延べ2,607人
- ・保育料上限額（同一世帯に該当児童が2人以上いる場合，第2子は所定保育料の半額，第3子以降は無料）

児童年齢	月額保育料（上限）
0歳児	30,000円
1歳児	30,000円
2歳児	25,000円
3歳児	17,000円
4歳児	17,000円
5歳児	17,000円

※同一世帯に該当児童が2人以上いる場合，第2子は所定保育料の半額，第3子以降は無料

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,383	9,298	85	
国庫支出金	2,481	1,662	819	病児・病後児保育事業補助金
県支出金	2,481	1,662	819	病児・病後児保育事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,421	5,974	△ 1,553	

【背景(なぜ始めたのか)】

病気回復期の児童について、保護者が仕事が休めない等のやむを得ない理由で家庭での保育や集団保育ができない場合の預け先がなかったため、次世代育成支援対策行動計画の中で、実施すべき必要な事業として位置づけられ平成22年度に事業を開始した。平成31年2月から、病後児のみでなく、病児（回復期に至らないが症状の急変が認められない児童）の受入が可能となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

病気に罹患し、回復期ではないが症状の急変が認められず、集団保育や家庭での保育が困難な児童を静養できる環境において一時的に預かることで、仕事を続けて休むことができない保護者等に対して、安心して就労等ができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・実施施設：すこやかルーム（運営：社会医療法人社団 光仁会 総合守谷第一病院）
守谷市松前台一丁目16番地6（平成31年2月から施設場所を移転）
- ・定員：3人
- ・利用時間：月～金曜日 午前8時から午後6時まで 土曜日 午前8時から午後1時まで
- ・休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用料金：1日2,000円（5時間以内1,000円、1時間追加毎200円加算）
- ・対象児童：生後6箇月から小学校6年生までの児童。市内在住者優先（定員に満たなければ市内在勤の市外者も可）
- ・利用条件：
児 童…病気に罹患し、回復期ではないが症状の急変が認められず、保育所等での集団保育が困難な状態
保護者…勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により保育が困難な場合

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,747	19,521	2,226	
国庫支出金	2,650	2,614	36	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,650	2,614	36	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	244	284	△ 40	子育て講座参加者負担金
一般財源	16,203	14,009	2,194	

【背景(なぜ始めたのか)】

少子化や育児環境の変化に伴う親の孤立化などにより子育てへの負担感が大きくなっており、子育て家庭を支える取組として、平成6年に小規模型子育て支援センター事業「夢っ子ひろば」を土塔中央保育所に開設した。その後、地域における子育て支援の充実を図るため、平成19年10月に野木崎保育所を改修し守谷市地域子育て支援センターとして子育て相談やサークルの育成等の事業を実施し、子育て支援の中心的な役割を担っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する場所を設置することにより、地域の子育て支援の充実を図るとともに、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 広場事業及び園庭開放（広場事業の開催：夢っ子ひろば、出前広場）
- 2 子育てサークル支援（交流会、部屋の貸出、おもちゃ貸出、サークル活動相談）
- 3 育児相談（来館相談、電話、メール、にこにこ相談、ぽかぽか子育て教室、保健センターでの育児相談（1歳6か月児健診）の実施）
- 4 子育て講座（保健講座、食育講座、安全に関する講習、親子ふれあい講座）
- 5 イベント（夢っ子まつり、夢っ子コンサート、ようこそ守谷へなど）
- 6 次世代育成（学生の子育て体験）
- 7 地域交流及びボランティア育成（高齢者やボランティアサークルとの交流、ボランティア育成講座等）
- 8 情報発信（守谷市子育て支援会議開催、情報誌トライアングルブック発行、広報誌発行、ホームページ及びSNSでの情報発信等）

※平成31年度は、広場事業利用促進を図るため、講座内容の変更や保健センターでの出前広場の開催に取り組むとともに、市民によってより利用しやすい運営方法について検討していく。



地域子育て支援センター(リトミック講座)

03020217 保育所等事故防止推進補助事業

予算書P. 122

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,600	0	3,600	
国庫支出金	2,400	0	2,400	保育対策総合支援事業
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,200	0	1,200	

【背景(なぜ始めたのか)】

主に0歳児の睡眠中に発生しやすいと言われているSIDS（乳幼児突然死症候群）の予防のため、保育所等においては、午睡時の呼吸や体の向きの確認を定期的に行っている。

国では、このような重大事故が発生しやすい場面で安全かつ安心な保育環境を確保するため、平成29年度に補助事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

午睡中の安全な保育環境を確保するため、児童の体動や呼吸をチェックするセンサーや、仰向け寝をするためのバウンサー等の備品の導入を促進する。

保育士による午睡チェックと併せて、備品を導入することにより、SIDSのリスクを軽減するとともに、保育士の心理的、業務的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

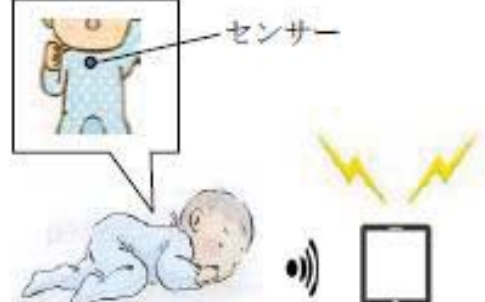
睡眠中の事故防止に有効な備品を購入する施設に対して、備品の購入に必要な費用の一部を補助する。

- ・基準額 備品の対象とする0～2歳児一人当たり30,000円
- ・補助額 基準額の3/4（国1/2，市1/4）
- ・対象施設 保育所（6箇所・136人），認定こども園（1箇所・18人），小規模保育事業（1箇所・6人）

（無呼吸アラーム）



（午睡チェック）



購入備品の例

03020218 保育所等業務効率化推進事業

予算書P. 122

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,000	0	12,000	
国庫支出金	8,000	0	8,000	保育対策総合支援事業
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,000	0	4,000	

【背景(なぜ始めたのか)】

保育所等における児童の保育計画や日々の記録を管理する児童票の作成，また，保護者との連絡帳のやりとり等については，児童ごとに紙媒体で管理が行われており，これらの業務が保育士等の負担となり，離職や再就職を妨げる要因の一つになると言われている。少子高齢化は進行しつつあるが，核家族化や女性の就業率増加により，保育ニーズについては依然として増加傾向にある中，保育の担い手となる保育士等の確保が急務となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の保育所における各業務のICT化を推進し，保育士等の業務負担の軽減を図り，保育士が働きやすい環境を整備することで，保育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の私立保育所，幼保連携型認定こども園，小規模保育事業を対象とし，保護者との連絡に関する機能（連絡帳），保育に関する計画・記録に関する機能（児童票），児童の登降園の管理に関する機能（タイムカード）を有するシステムを導入するために要する費用の一部を補助する。

○補助基準額

基準額 1,000,000円

補助額 基準額の3/4（国1/2，市1/4）

○対象施設数

保育所 12施設（うち2019年度開所予定 3施設）

幼保連携型認定こども園 1施設

小規模保育事業 3施設

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,231,458	1,310,490	△ 79,032	
国庫支出金	857,560	913,087	△ 55,527	児童手当負担金
県支出金	185,423	197,265	△ 11,842	児童手当負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	188,475	200,138	△ 11,663	

【背景(なぜ始めたのか)】

次代を担う児童の健やかな成長に資するため、昭和46年に施行した児童手当制度に基づき、事業を実施している。平成22年度の政権交代により子ども手当制度に移行された後、平成24年度から再び児童手当制度として継続実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校修了前までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の経済的負担を軽減し、児童の健全育成及び資質の安定の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者の請求に基づき審査認定し、手当を支給する。

・支給額：児童1人当たり月額

0～3歳未満 15,000円

3歳以上小学校終了前 第1子・第2子 10,000円

第3子以上 15,000円

中学生 10,000円

※特例給付(所得制限以上) 5,000円

・支給月：年3回(6月・10月・2月)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	74,750	79,104	△ 4,354	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	22,497	34,046	△ 11,549	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	52,253	45,058	7,195	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和38年に前身となる土塔保育所が開所。昭和56年に土塔中央保育所として現在の場所で開所することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、各年齢にあったカリキュラムに添って保育を実施する。また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

- ・定員 122人
- ・保育時間（延長保育時間含む）月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時



土塔中央保育所(リズム運動)

03020402 北園保育所運営事業

予算書P. 125

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	70,254	70,028	226	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	20,102	29,718	△ 9,616	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	50,152	40,310	9,842	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和52年に北園保育所が開所。その後、守谷東土地区画整理事業に伴い、平成9年に現在の場所へ移転した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、各年齢にあったカリキュラムに添って保育を実施する。また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

- ・定員 94人
 - ・保育時間（延長保育時間含む）月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時
- ※保育所の園庭開放については、多くの親子に利用してもらうことで地域の子育て家庭の子育てに対する不安

軽減を図れるよう、隣接して開催している夢っこひろば等でPRしていく。



北園保育所(クリスマス会)

03020501 市民交流プラザ運営管理事業

予算書P. 128

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,876	43,207	1,669	
国庫支出金	2,830	2,788	42	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,830	2,788	42	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	314	314	0	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	38,902	37,317	1,585	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、施設整備について検討を開始。平成20年度に久保ヶ丘地内の児童館を閉館し、児童センター、家庭児童相談室、市民活動支援センター等が入る複合施設として市民交流プラザが開館した（指定管理者制度導入）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をととして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 指定管理者制度（アクティオ(株)）
- ・指定管理期間 平成28年度から5箇年
- ・児童センター業務 児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）
- ・施設貸出業務 施設の利用許可、利用料金の徴収
- ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※児童センターのほか、市が別途運営する施設として、家庭児童相談室（児童福祉課）、ファミリーサポートセンター（地域子育て支援センター）、市民活動支援センター（市民協働推進課）がある。

※平成28年度実施の建物診断調査結果を基に、計画的に修繕を実施していく。



北守谷児童センター(ドラム教室)

03020502 南守谷児童センター運営管理事業

予算書P. 129

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,229	42,272	1,957	
国庫支出金	2,830	2,788	42	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,830	2,788	42	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	841	841	0	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	37,728	35,855	1,873	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、南守谷地区への新設も含めた施設整備について検討を開始。平成20年度に南守谷地区の児童センターとして開館した（指定管理者制度導入）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をととして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 指定管理者制度（(株)こどもの森）
- ・指定管理期間 平成28年度から5箇年
- ・児童センター業務 児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）
- ・施設貸出業務 施設の利用許可、利用料金の徴収
- ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※建設後10年が経過し、今後計画的に施設補修を実施していく。2019年度は底等の防水工事を実施予定。



南守谷児童センター(ミ・ナーデあきまつり)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,981	20,621	360	
国庫支出金	2,830	2,788	42	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,830	2,788	42	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	15,321	15,045	276	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として、平成20年度に南北児童センターが開館したが、子育て世帯が増加傾向にある守谷周辺地区に児童施設がないことから、平成27年10月、守谷駅東口に立地するアワーズもりやに、利用対象者を小学生までとする児童館として開館した（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～12歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場や保護者同士の交流の場、子育てに関する情報を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育て支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 運営業務委託（(株)明日葉）
- ・委託期間 平成30年度から5箇年
- ・児童館業務 広場事業（子育てに関する情報交換・相談の場）、地域活動支援（子育て支援団体の支援）、異世代交流事業（地域高齢者及びボランティアとの交流の場）、育児相談事業
- ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理

※施設・設備の保守点検、修繕等、管理全般は市が対応。



守谷駅前親子ふれあいルーム(体操教室)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	112,348	120,194	△ 7,846	
国庫支出金	33,636	29,900	3,736	私立幼稚園就園奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	78,712	90,294	△ 11,582	

【背景(なぜ始めたのか)】

国の保護者負担の軽減措置の一環として、昭和47年に創設された。幼児教育の段階的無償化に向けた取組のための補助事業であり、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づき事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

私立幼稚園に在園する園児の保護者に対して、所得に応じて児童の就園費を助成することにより、幼児の就園を奨励し、幼児教育の振興を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

私立幼稚園に児童を就園させている保護者からの補助申請に基づき、所得状況、子どもの人数、通園期間等に応じて、各保護者の指定口座へ振り込む。

・対象

平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に移行せず、従来の私学助成制度を継続する私立幼稚園に在園する園児（対象者見込：延べ780人）

・補助対象範囲及び補助限度額（年額）※所得制限あり

(単位：円)

所得階層区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護を受けている世帯	308,000	308,000	308,000
市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	272,000 (308,000)	308,000	
市民税所得割非課税世帯 (ひとり親世帯等)			
市民税所得割課税額が 77,100円以下の世帯 (ひとり親世帯等)	187,200 (272,000)	247,000 (308,000)	
市民税所得割課税額が 211,200円以下の世帯	62,200	185,000	
上記区分以外の世帯	—	154,000	

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	23,300	23,112	188	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	23,300	23,112	188	

【背景(なぜ始めたのか)】

幼児教育の充実を図ることを目的に制度化された。守谷市においても昭和56年度から守谷市私立幼稚園児保育料補助要綱に基づき、私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し交付することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の私立幼稚園に在園する園児の保護者に対して、保育料の一部を補助することで経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・対象

平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に移行せず、従来の私学助成制度を継続する私立幼稚園に在園する園児（対象者見込：延べ975人）

・補助額（所得制限なし）

園児1人当たり 月額2,000円×在園月数 ※途中入園者も含む